

副本

保全異議申立書

平成29年12月21日

広島高等裁判所 御中

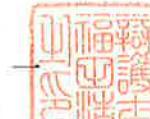
債務者訴訟代理人弁護士 田代



同弁護士 松繁



同弁護士 川本賢



同弁護士 水野絵里奈



同弁護士 福田浩



同弁護士 井家武男



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

- 1 債権者らと債務者間の広島高等裁判所平成29年(ラ)第63号(伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立(第1事件, 第2事件)却下決定に対する即時抗告事件(原審・広島地方裁判所平成28年(ヨ)第38号, 同年(ヨ)第109号))について, 同裁判所が平成29年12月13日にした仮処分決定(以下「原決定」という。)中債務者敗訴部分を取り消す。
- 2 債権者らの本件仮処分命令申立てを却下する。
- 3 手続費用は, 原審, 抗告審及び異議審を通じ債権者らの負担とする。
との裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利の不存在について

1 原決定の概要

原決定は, 原子力事業者が安全性についての十分な知見を有すること及び原子力発電所の事故の性質に鑑みて, 「当該訴訟の原告が当該発電用原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命, 身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者である場合には, 当該発電用原子炉施設の設置運転の主体である被告事業者の側において, まず, 「当該發

電用原子炉施設の設置運転によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないこと」（以下「具体的危険の不存在①」という。）について、相当の根拠資料に基づき主張立証する必要があり、被告事業者がこの主張立証を尽くさない場合には、具体的危険の存在が事実上推定される」（原決定・176～177頁）とした。また、「被告事業者は、被告事業者の設置運転する発電用原子炉施設が原子炉等規制法に基づく設置（変更）許可を通じて原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、具体的危険の不存在①の主張立証に代え、「当該具体的審査基準に不合理な点のないこと及び当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落がないこと」（以下「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」という。）を相当の根拠資料に基づき主張立証（保全処分の申立てでは主張疎明）すれば足りると解すべきである」（原決定・177～178頁）とし、「基準の不合理性又は基準適合判断の不合理性が事実上推定される場合には、被告事業者は、それにもかかわらず、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により当該原告の生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないこと（以下「具体的危険の不存在②」という。）を主張立証（保全処分の申立てでは主張疎明）しなければならない」とした（原決定・178頁）。

本件3号機は、原子力規制委員会から、平成27年7月15日に発電用

原子炉設置変更許可を受けていることから、上記判断枠組みに則れば、具体的危険の不存在①の主張疎明に代え、基準の合理性及び基準適合判断の合理性を主張疎明することができることから、原決定は、「抗告人らの主張疎明（反証）を考慮に入れた上で、相手方が基準の合理性及び基準適合判断の合理性の主張疎明に奏功したといえるか否か（及び相手方がこの点の主張疎明に失敗した場合に具体的危険の不存在の主張疎明に奏功しているか否か）について判断する」（原決定・179頁）とした。

そして、原決定は、各争点について検討した結果、「基準地震動の策定、耐震設計における重要度分類、使用済燃料ピット等の安全対策、地すべりと液状化現象による危険性の評価、制御棒挿入に係る危険性の評価、基準津波の策定、シビアアクシデント対策、テロリズム対策のそれぞれにつき、新規制基準の定めは合理的であり、本件原子炉施設が上記の各点につき新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断も合理的である」（原決定・398頁）とした。

これに対し、火山事象については、検討対象火山の活動の可能性が十分小さいと判断できず、また、本件発電所の運用期間中に発生する噴火規模も推定することはできないから、検討対象火山の過去最大の噴火規模（本件では阿蘇4噴火）を想定し、これにより設計対応不可能な火山事象が本件発電所に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価する必要があるところ、相手方主張の根拠からは、阿蘇4噴火による火碎流が本件発電所の敷地に到達していないと判断することはできないとし、そして、立地評価について、相手方による基準適合判断の合理性の疎明がなされたということはできないから、原子力規制委員会の基準適合判断の不合理性が事実上推定されるところ、本件全疎明資料によっても、相手方による具体的危険

性の不存在②の主張疎明がなされたとは認め難いとした（原決定・350～365頁）。さらに、影響評価についても、相手方による降下火砕物の層厚の想定（15cm）は過小であり、これを前提として算出された大気中濃度の想定（約3.1g/m³）も過小であると認められるとし、相手方による基準適合判断の合理性の疎明がなされたということはできないから、原子力規制委員会の基準適合判断の不合理性が事実上推定されるところ、本件全疎明資料によっても、相手方による具体的危険性の不存在②の主張疎明がなされたとは認め難いとした（原決定・365～367頁）。その結果、「火山事象の影響による危険性の評価については、本件原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は不合理であり、相手方において、本件原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により抗告人ら（本件原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命身体に直接的かつ重大な被害を受ける地域に居住する者及び上記放射性物質の放出によりその生命、身体に直接的かつ重大な被害の及ぶ蓋然性が想定できる地域に居住する者）がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、主張、疎明を尽くしたとは認められない」として、火山事象の影響による危険性の評価について、被保全権利を認めた（原決定・398～399頁）。そして、本件3号機が稼働中であるとして保全の必要性も認めた上で、運転停止期間を平成30年9月30日までと定め、担保を付すことなしに、本件3号機の運転差止めの仮処分を命じた（原決定・399頁）。

2 原決定には明白な誤りがあることについて

(1) 人格権侵害に至る具体的経緯や機序が示されていないこと

債権者らは、人格権に基づく妨害予防請求権を根拠として本件3号機の運転差止めを求めているところ、人格権は、直接これを定めた明文の規定はなく、その要件や効果が自明のものではないため、人格権に基づく差止請求についての法的解釈は厳格になされなければならない。そして、人格権に基づく差止請求は、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであるから、これが認められるためには、人格権を侵害される具体的危険性が切迫していることが必要となる。すなわち、債権者らにおいては、①具体的な起因事象の内容（地震、津波等の自然現象等）並びに起因事象が発生することの切迫性及び蓋然性、②その起因事象により本件3号機の重要な機能が喪失することとなる具体的な機序及び蓋然性、③その機能喪失に対して講じている各種安全対策が奏功しないこととなる具体的な機序及び蓋然性、④これによって本件3号機から放射性物質が環境中に大量に放出されることとなる具体的な機序及び蓋然性について、主張疎明しなければならない。

これに対し、原決定における判断枠組みにおいては、「当該訴訟の原告が当該発電用原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者」である場合には、債務者の側においてまず、具体的危険の不存在①について、主張立証を尽くす必要があるところ、債権者らが上記地域の居住等する者に該当する旨判示する（原決定・179頁）。

人格権に基づく民事差止請求において、上記の判断枠組みを採用して

被告（債務者）事業者に対し具体的危険の不存在①の主張立証の必要を課すこと自体には大いに疑問があるが、その点はひとまず撇くとしても、原決定が上記判示の理由とするのは、債権者ら住所地と本件発電所との距離が100km又は60kmであることが示されるのみであって何ら具体的な検討が行われていない。債権者らが、避難計画を策定すべき範囲の外に居住しており、当該範囲が妥当であることは原決定も是認しているところである（原決定・210頁）。そうであれば、債権者らの居住地が本件3号機の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であると直ちには言えず、債権者らの請求が人格権に基づく差止請求である以上、債権者らの居住地において、債権者らの人格権が侵害される論理的ないし抽象的、潜在的な危険性が存在するというのでは足りず、債権者らにおいて、①具体的な起因事象の内容（地震、津波等の自然現象等）並びに起因事象が発生することの切迫性及び蓋然性、②その起因事象により本件3号機の重要な機能が喪失することとなる具体的な機序及び蓋然性、③その機能喪失に対して講じている各種安全対策が奏功しないこととなる具体的な機序及び蓋然性、④これによって本件3号機から放射性物質が環境中に大量に放出されることとなる具体的な機序及び蓋然性について、主張疎明しなければ、債権者らの居住地が本件3号機の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であると判断することはできない。そして、原決定が、火山事象における債務者の評価が不合理だとするのであれば、原決定が指摘する火山事象により債権者らに具

体的危険性が生じることについて、債権者らにおいて主張疎明がなされなければならぬのである。こうした検討を怠った原決定は明らかに不備がある。

しかも、原決定が本件発電所に火碎物密度流の到達が否定できないと指摘するV E I 7 クラスの破局的噴火は、日本国内で生活不能者（最悪の場合、死者）が1億人とも想定される噴火である（甲G 17（1209頁））。原決定においても、破局的噴火の影響で「死者は1000万人を超え」、「かろうじて生き残った人々も火山灰に覆われた日本列島から海外への避難・移住が必要となる」との専門家の指摘を引用しているところである（原決定・363頁）。そうであれば、九州の火山において破局的噴火の発生により、本件3号機の安全性とは無関係に（つまり、火山事象そのものが原因となり）債権者らの生命、身体が直接的かつ重大な被害を受けること、または、阿蘇カルデラからより離れる方向に（つまり、本件発電所からも離れる方向に）相当遠方にまで避難していることはほぼ確実であり、その場合には、火山の破局的噴火に起因して、本件3号機において放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故が発生したとしても、それが原因で債権者らの生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険性はないと考えられる。

以上のとおり、原決定は、火山の破局的噴火に起因して、本件3号機において放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故が発生した場合に、それが原因で債権者らの生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険性の有無について全く検討することなく被保全権利の存在を認めており、この点においても原決定の判断の過程に重大な不備がある。

(2) 火山事象に係る原決定の判断が、自らが定立した判断枠組みと矛盾していること

火山事象に対する立地評価について、原審決定が、「少なくとも V E I 7 以上の規模のいわゆる破局的噴火については、その発生の可能性が相応の根拠を持って示されない限り、発電用原子炉施設の安全性確保の上で自然災害として想定しなくても、当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということはできないし、そのように解しても、本件改正後の原子炉等規制法の趣旨に反するということでもきないものというべきであって、これを火山の影響に係る立地評価の基準についていえば、過去の最大規模の噴火が V E I 7 以上の破局的噴火であってこれにより火碎物密度流等の設計対応不可能な火山事象が当該発電用原子炉施設に到達したと考えられる火山が当該発電用原子炉施設の地理的領域に存在する場合であっても、当該発電用原子炉施設の運用期間中にそのような噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されない限り、立地不適としなくても、原子炉等規制法の趣旨に反するということはできず、また、原子炉等規制法の委任を受けて制定された設置許可基準規則 6 条 1 項の趣旨にも反しないというべきである」（原審決定の引用する福岡高裁宮崎支部決定も同旨）と判示したことについて、原決定は、「発生頻度が著しく小さくしかも破局的被害をもたらす噴火によって生じるリスクは無視し得るものとして容認するというのが我が国の社会通念ではないかとの疑いがないではなく（原決定の引用する福岡高裁宮崎支部決定も同旨），このような観点からすると、火山ガイドが立地評価にいう設計対応不可能な火山事象に、何らかの限定を付すことなく破局的噴火（V E I 7 以上）による火碎流を含めていると解する

ことには、少なからぬ疑問がないではない。」と述べる。その一方で、「当裁判所としては、当裁判所の考える上記社会通念（債務者注：発生頻度が著しく小さくしかも破局的被害をもたらす噴火によって生じるリスクは無視し得るものとして容認するという考え方）に関する評価と、最新の科学的、技術的知見に基づき社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情を見定めて専門技術的裁量により策定した火山ガイドの立地評価の方法・考え方の一部との間に乖離があることをもって、原決定（及び原決定の引用する福岡高裁宮崎支部決定）のように火山ガイドが考慮すべきと定めた自然災害について原決定判示のような限定解釈をして判断基準の枠組みを変更することは、上記の原子炉等規制法及びその原子炉等規制法の委任を受けて制定された設置許可基準規則6条1項の趣旨に反し、許されないと考える。」と判示する（原決定・362～365頁）。

すなわち、原決定は、火山ガイドが最新の科学的、技術的知見に基づき社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情を見定めて原子力規制委員会の専門技術的裁量により策定されたものであることを尊重すべきであり、火山ガイドの立地評価の方法・考え方と社会通念との間に乖離があったとしても、火山ガイドを規定どおりに適用しなければならないと判示するのである。

しかしながら、火山ガイドは、「新規制基準が求める火山の影響により原子炉施設の安全性を損なうことのない設計であることの評価方法の一例」であり、「火山影響評価の妥当性を審査官が判断する際に、参考とするもの」と位置付けられ（火山ガイド1.1（乙147（1頁））），評価方法が火山ガイドに掲げる以外の評価方法であっても、その妥当性

が適切に示された場合には、その方法を用いることを妨げない（火山ガイド7（乙147（21頁））とされているのであるから、そもそも、火山ガイドを規定どおりに適用しなければ原子炉等規制法及びその原子炉等規制法の委任を受けて制定された設置許可基準規則6条1項の趣旨に反するということにはならないのであって、上記判示を踏まえると、原決定において火山ガイドの位置付けに対する誤解があることは明白である。

この点を撇くとしても、原決定は、「審査の基礎となる基準の策定及びその基準への適合性の審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要」（原決定・177頁）であることを認め、発電用原子炉施設の安全性についての審査基準の策定が原子力規制委員会の専門技術的裁量に委ねられていることを前提に、火山ガイドを原審決定判示のように解釈することは許されないとするのであるから、当然ながら、原子力規制委員会の専門技術的裁量に委ねられている審査基準への適合性の審査及びその結果についても、原子力規制委員会の判断を尊重するのが論理的帰結である。ところが、原決定は、審査基準の策定においては、上記のとおり原子力規制委員会の判断を絶対視しておきながら、原子力規制委員会において、債務者の評価が審査基準に適合しているとした審査結果における専門技術的裁量を無視し、裁判所自らが安全審査をした原子力規制委員会と同一の立場に立って本件3号機の安全性について審理し、その結果をもって判断しているのである。こうした判断を「原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見」を有していない裁判所が行うことは、自らが定立した判断枠組

みとも矛盾しており、著しく不合理であることは明らかである。

(3) 火山事象の評価に対する判断において明らかな事実誤認があること

原決定は、火山事象に係る本件3号機の立地評価について、本件発電所の運用期間中に阿蘇4噴火と同規模の噴火が発生する可能性が否定できず、また、債務者の主張疎明によつては、阿蘇4噴火による火碎流が本件発電所の敷地に到達したことも否定できないとし、本件発電所は、地理的領域内に「設計対応不可能な火山事象が原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価されない火山がある場合」に当たり、立地不適ということになる旨判示する（原決定・362頁）。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件3号機の運用期間中において、阿蘇において阿蘇4噴火の火碎流と同規模の火碎流が本件3号機に影響を及ぼす可能性は十分小さい。

ア 本件3号機の運用期間中に、設計対応不可能な火山事象が本件発電所の敷地に到達する可能性が十分小さいと評価できることについて

原決定は、「検討対象火山の活動の可能性が十分小さいと判断できないから、火山活動の規模と設計対応不可能な火山事象の到達可能性を評価することになる。そして、検討対象火山の調査結果からは原子力発電所運転期間中に発生する噴火規模もまた推定することはできないから、結局、検討対象火山の過去最大の噴火規模（本件では阿蘇4噴火）を想定し、これにより設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価する必要がある」と判示する（原決定・359頁）。

しかしながら、現在の阿蘇の活動は、カルデラ中心部での玄武岩～玄武岩質安山岩のマグマの活動が中心であることやマグマ溜まりに係

る地球物理学的調査の状況を総合的に勘案すると、本件3号機の運用期間中に阿蘇において大規模火碎流を伴う巨大噴火の可能性は低いと評価される（乙11（6-8-9～6-8-10頁））。そもそも、大規模火碎流を伴う巨大噴火自体が極めて低頻度の事象であることは原決定も是認するところである（原決定・363頁）。そして、阿蘇4噴火は、阿蘇の既往噴火の中で突出して大きいだけでなく、第四紀と呼ばれる過去約260万年間に日本列島で起こった最大規模の噴火である（乙437（94頁））から、同規模の噴火は特に低頻度の事象であるといえる。

これを裏付ける有識者の見解として、中田節也氏は、大規模火碎流を伴う巨大噴火の発生確率はゼロにならないものの、この4、50年に確実に来ると思っている火山研究者はほとんどいないと思う（甲G21）と述べ、井村隆介氏も発生のリスクがないと言い切ることはできないとしつつも、原子力発電所の稼働期間中にカルデラ巨大噴火が起きるとは思っていない旨を述べており（甲G22），巨大噴火のリスクがゼロと言い切ることはできないものの、阿蘇を含めて原子力発電所の運用期間中に大規模火碎流を伴う巨大噴火が発生する可能性は低いと考えていることが窺える。

以上のとおり、本件3号機の運用期間中に、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいと評価できることは明らかであることから、原決定の判示には明らかな事実誤認があるといえる。

イ 本件発電所の敷地に阿蘇 4 噴火による火碎流が到達したとは考えられないことについて

原決定は、火碎流の到達範囲の確定にはその性質上困難を伴うこと、阿蘇 4 噴火から現在まで約 9 万年が経過していることを理由に、債務者のボーリング調査及び地表踏査の結果等からは、本件敷地に阿蘇 4 噴火による火碎流が到達していないと判断することは困難であると指摘する（原決定・359～360 頁）。

しかしながら、阿蘇 4 噴火による火碎流堆積物は、九州北部及び中部並びに山口県南部の広い範囲に分布していることが確認されているものの、その分布は方向によって偏りがあり、佐田岬半島を含む四国において阿蘇 4 噴火による火碎流堆積物を確認したとの知見はない。さらに、債務者は、堆積環境の良い低地等において、基盤までボーリングを行ったものの阿蘇 4 噴火の時代の堆積層は保存されていない。また、山口県では阿蘇 4 噴火による火碎流堆積物が中位段丘¹で確認されていることから、佐田岬半島の中位段丘面において地表踏査を行い、段丘堆積物を覆う風成層（風によって砂等が運搬されて堆積してできた層）に阿蘇 4 噴火による火山灰が混在することから阿蘇 4 噴火の時代の地層が保存されているものの、火碎流堆積物は確認できなかった。このように、債務者によるボーリング調査及び地表踏査は、本件発電所の敷地周辺において、古い火碎流堆積物が残りにくいことを十分に把握した上で、可能な限り、残っている可能性が高いと思われる地点

¹ 約 13 万～6 万年前に海や川の作用によって形成された段丘面。なお、段丘面とは、階段状の台地地形のことであり、平坦な台地面と急傾斜の崖から成り、平坦な台地面には火碎流堆積物が残りやすい。

を重点的に調査したものであり、適切なものである。にもかかわらず、原決定は、債務者の調査の有効性を一方的に否定するもので、明らかに不当な判断である。

また、本件発電所の敷地と阿蘇の間には、佐賀関半島及び佐田岬半島が位置するところ、谷を埋めるように分布する堆積物等から阿蘇4噴火による火碎流は地形と重力の影響を受けたと考えられることから、債務者は、これを踏まえた火碎流シミュレーションを行い、佐賀関半島及び佐田岬半島が地形的障害になり得ることを把握したところ、原決定は、TITAN2Dを用いた火碎流のシミュレーションにも問題がある旨指摘する（原決定360～362頁）。

しかしながら、そもそも、原決定は、債務者が火碎流シミュレーションから阿蘇4火碎流が本件発電所の敷地に到達していないことを直接評価したものであると判断していると理解している（原決定・359頁）ようであるが、債務者の火碎流シミュレーションは原審債務者準備書面（11）の補充書（1）で述べたとおり、本件発電所の敷地に火碎流が到達していないことを直接的に評価しようとしたものではなく、大分県における阿蘇4火碎流堆積物の分布を模擬し、シミュレーションの特性を踏まえた上で佐賀関半島や佐田岬半島が地形的な障害となり得ることを把握したものであり、その位置付けの理解を誤っている。ちなみに、原決定は、シミュレーションの問題点として、前提となるパイル（シミュレーション上の噴煙柱）の高さ6000mが実際の阿蘇4噴火の火碎流とは異なる前提で行われたものであると指摘しているが（原決定・361～362頁），シミュレーションで設定したパイルの高さは、噴煙柱全体の高さではなく、噴煙柱下部の重

力で崩壊して火碎流として拡がる部分の高さを想定（パイルの上に風に乗って広域に飛散する火山灰となる部分の噴煙柱が数十kmの高さまであると想定）するものであり（原審債務者準備書面（11）の補充書（1）（11頁）），飛散する火山灰となる部分を含んだVEI5クラスの噴火の噴煙柱の高度と比較すべきものではなく，原決定には明らかな事実誤認がある。

そして，債務者は，上記の調査結果等に加え，本件発電所と阿蘇の間には約130kmの距離があることも総合的に勘案し，本件発電所の敷地に阿蘇4噴火による火碎流は到達していないと評価したのであって（乙11（6-8-8～6-8-9頁）），原決定が指摘するよう各調査等において課題があることは十分に承知した上で，複数の知見を踏まえて総合的に評価したものであるから，原決定の指摘は，債務者の立地評価の妥当性を否定するものにはならない。

以上のとおり，火山事象の立地評価に関する原決定の判断は，誤った事実認定のもとになされたものであることは明白である。

ウ 火山事象の影響評価において，本件発電所の敷地において考慮すべき降下火碎物の厚さを15cmと評価したのは妥当であることについて

原決定は，少なくとも阿蘇カルデラの地下には15～30km³の体積のマグマ溜まり（地下約6kmのマグマ溜まり）が存在することを理由にVEI6以上の噴火が生じる可能性が十分に小さいと評価することはできないとして，債務者が考慮した堆積量15cmは過小であると判断する（原決定367頁）。

しかしながら，原決定が指摘するようにマグマ溜まりがあれば大規

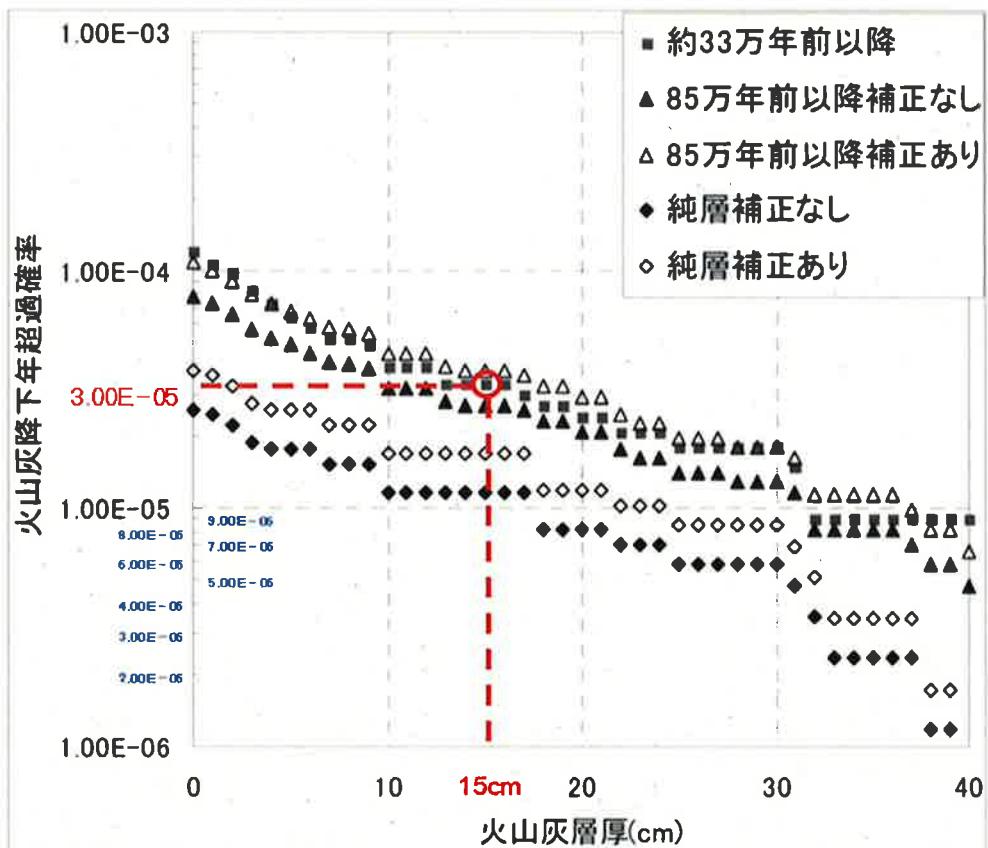
模な噴火に直結するというものではなく、その他の各種データを踏まえた総合的な評価が必要である。そして、上記アでも述べたとおり、阿蘇の地下約6kmのマグマ溜まりに関連する中岳は玄武岩～玄武岩質安山岩のマグマが活動の主体であって（乙341），玄武岩～玄武岩質安山岩のマグマが大規模なVEI6クラスの噴火を起こす可能性は極めて低い（乙339，乙340）。

さらに、債務者は、本件発電所の敷地周辺で堆積環境の良い宇和盆地におけるボーリング調査によって、約33万年前以降の広域火山灰をすべて含む連続した地層中の火山灰データを取得している。この宇和盆地の火山灰データによれば、本件発電所の敷地周辺では、厚さがcmオーダーとなる火山灰の降下頻度は1万年に1回程度と低頻度である。また、この宇和盆地の火山灰データは、大規模火砕流を伴うような巨大噴火よりも小さな噴火に伴う火山灰も多数含んでいるが、巨大噴火の火山灰を除けば厚さ15cmを超える火山灰は認められない。さらに、この火山灰データを基にした確率論的評価によても本件発電所の敷地で15cmを超える降灰は年超過確率 $10^{-4} \sim 10^{-5}$ と非常に低い発生頻度であり²（乙149，図1），設計で考慮する厚さ15cmは妥当である³（原審債務者準備書面（11）第2の2(1)ウ（25頁以下））。

以上のとおり、火山事象の影響評価に関する原決定の判断は、誤った事実認定のもとになされたものであることは明白である。

2 正確には、最も信頼性の高い「33万年以降補正あり」（図1の■）でも層厚15cmの年超過確率は 3×10^{-5} /年程度であり、 10^{-4} /年よりも低い。

3 原子力規制委員会は、設計基準事故の頻度について 10^{-4} /年程度を念頭にしている（乙150（6～7頁））。



(注) 縦軸は対数軸で示している(目盛の読み方については、 $100 \times 10^{-5} \sim 1.00 \times 10^{-6}$ の青字の加筆を参照)。なお、 $1.00E-05$ とは、 1.00×10^{-5} を意味する。

(乙149に一部加筆)

図1 火山灰層厚の年超過確率

3 小括

以上のとおり、原決定は、人格権に基づく妨害予防請求権を根拠とする本件3号機の運転差止めを容認しておきながら、債権者らの人格権侵害に至る具体的経緯や機序についての具体的検討を行うことなく被保全権利の存在を認めており、その判断の過程には重大な不備がある。さらに、自らが定立した判断枠組みとも矛盾した判断を行っており、判断の基礎となる重要な事実について到底看過できない事実誤認もみられるところである。

第2 結語

前記第1のとおり、原決定には、その判断の過程に重大な不備があり、さらに、自らが定立した判断枠組みとも矛盾した判断を行い、判断の基礎となる重要な事実について到底看過できない事実誤認がある。一方、債務者は、本件3号機の運用期間において検討対象火山の噴火規模を適切に設定して火山事象に対する本件3号機の安全を確保しており、債権者らの人格権を侵害する具体的危険性はないのであるから、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権としての本件3号機の運転差止請求権は認められない。

よって、原決定は、被保全権利が認められないから、債務者敗訴部分につき、直ちに取り消されるべきである。保全異議の具体的理由の詳細については、追って補充する。

なお、本件3号機は、平成29年10月3日に開始した定期検査により運転を停止しているところであるが、本来の計画では、平成30年1月22日にも発電の再開を予定している（乙436）。これが、本件仮処分により、計画どおり本件3号機の運転ができなくなれば、債務者には一日当たり1億円程度の損害が発生する。このように本件仮処分によって債務者に莫大な損害が発生することに加えて、本件仮処分は平成30年9月30日までの期限付き命令となっていることを踏まえ、裁判所におかれでは、争点を火山事象に対する影響評価に絞り、迅速な審理と可及的速やかな判断を強く求める。

以上